

8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

1 農地税制の見直し

【提案内容】

提出先 財務省、総務省、農林水産省

都市農業の持続的発展を図るため、次のとおり税制度の見直しを検討すること。

- (1) 畜舎や農機具倉庫等の農業用施設用地を相続する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること
- (2) 市街化調整区域内の農地において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること

◆現状・課題

本県においては、地価が高いことから農業経営における税負担が大きく、経営を継続する上で大きな障害となっている。

畜舎等は農畜産物の生産、農機具倉庫は農業用機械等の保管に必要であり、ほとんどの農家が保有しているが、これらの農業用施設用地は相続税等納税猶予制度の対象となっていない。

また、市民農園は都市住民のニーズが高いものの、7割を超える農園が市街化調整区域内に開設されており、今後、相続等が発生した場合は、多くの市民農園が閉園することにより、減少することが懸念される。

本県の市民農園の開設状況

農園数合計	市街化調整区域内 (割合)
858箇所	629箇所 (73.3%)

農林水産省「市民農園開設状況調査」(H29)を基に作成

◆実現による効果

相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで次世代への経営の継承を容易にし、より多くの農業用施設等が確保できることで本県農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



【住宅地と隣接した農業用施設（養鶏施設）の状況】

(3) 市街化区域内の農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、農地に準じた課税とすること

◆現状・課題

市街化調整区域内の農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価、農地並み課税であるが、市街化区域内の農業用施設用地については宅地並み評価、宅地並み課税となっており、税負担が大きくなっている。

本県の市街化区域内と市街化調整区域内における農業用施設用地の課税額の比較 (1㎡あたり)

	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)	合計 (円)
市街化区域内 (A)	515	81	596
市街化調整区域内 (B)	48	6	54
A/B	10.7 倍	13.5 倍	11.0 倍

綾瀬市の例 (H29) を基に作成

◆実現による効果

農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を見直すことで、農業用施設の維持経費の軽減が図られ、市街化区域内における農業経営の安定に資する。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[市街化区域内の農業用施設（農機具倉庫）の状況]